

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-301183

(P2009-301183A)

(43) 公開日 平成21年12月24日(2009.12.24)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 30/00 (2006.01)	G06F 17/60 310E	
G06Q 20/00 (2006.01)	G06F 17/60 328	
A47F 7/00 (2006.01)	G06F 17/60 422	
	G06F 17/60 410C	
	G06F 17/60 410E	

審査請求 未請求 請求項の数 13 O L (全 14 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2008-152887 (P2008-152887)
 (22) 出願日 平成20年6月11日 (2008.6.11)

(71) 出願人 501406141
 株式会社大和
 長野県南安曇郡豊科町高家1178-11
 (74) 代理人 100084696
 弁理士 赤尾 直人
 (72) 発明者 荒井 博
 東京都中野区本町1丁目15番22号 パークハイム中野坂上601号室

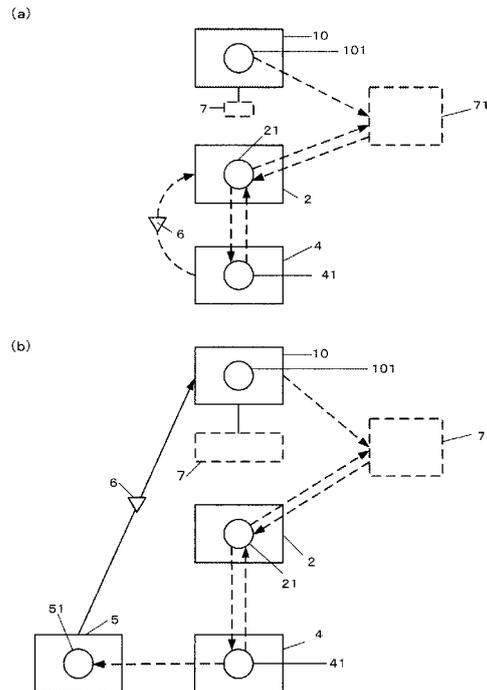
(54) 【発明の名称】 商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム

(57) 【要約】

【課題】顧客が広範囲の商品又は役務の情報に接することが可能であり、かつ当該情報に基づいて、取扱企業と直接又は中間企業を介して取引を行い得ることによる情報陳列に基づく取引システムを提供とすること。

【解決手段】各区分領域70を有し、かつ当該区分領域70を陳列することができる陳列棚又は陳列パネル7を個別の店舗2に設け、前記各区分領域70においては、商品又は役務、及び当該商品又は役務を取り扱う取扱企業4との取引方法を説明する情報を掲載している書類8及び/又はコンピュータへの入力記録媒体8が保管されると共に、当該各区分領域70を相互に識別する表示が付されており、顧客2は、前記表示によって選択した区分における前記情報を入力したうえで、当該情報に掲載されている取引方法を実行することにより、前記課題を達成し得る複数の商品又は役務の情報陳列に基づく取引システム。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

各区分領域を有し、かつ当該区分領域を陳列することができる陳列棚又は陳列パネルを個別の店舗に設け、前記各区分領域においては、商品又は役務、及び当該商品又は役務を取り扱う取扱企業との取引方法を説明する情報を掲載している書類及び/又は電子メールによるネットワーク通信における端末コンピュータに対する入力記録媒体が保管されると共に、当該各区分領域を相互に識別する表示が付されており、顧客においては、前記表示によって選択した区分における前記情報を入取したうえで、当該情報に掲載されている取引方法を実行することに基づいて、前記各取扱企業又はその系列企業から、前記商品又は役務を直接又は前記店舗を介して提供を受けることができる商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

10

【請求項 2】

入力記録媒体がCD-ROMであることを特徴とする請求項 1 記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

【請求項 3】

識別表示が、取引を誘因する表現を採用していることを特徴とする請求項 1、2 の何れか一項に記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

【請求項 4】

保管されている書類としてカタログ又はパンフレットを採用し、当該カタログ又はパンフレットの表紙を、識別表示として採用していることを特徴とする請求項 1、2、3 の何れか一項に記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

20

【請求項 5】

各店舗を統括している本店に対し、顧客が入取した情報掲載の取引方法によって、自らの識別符号と共に注文に係る商品又は役務を伝達し、前記本店は、取扱企業に対し、前記伝達によって特定された商品又は役務の受領に必要な資材を顧客又は前記店舗に発送するように指示を行うことが可能であり、本店に対応する決済金融機関が設置しているコンピュータは、各顧客の積立資金を記録すると共に、当該顧客からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記本店から知らされた前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することによって、顧客の積立資金状況に即した場合に前記商品又は役務の支払が可能であるか否かを本店に伝達していることを特徴とする請求項 1、2、3、4 の何れか一項に記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

30

【請求項 6】

顧客からの注文に係る商品又は役務の伝達に基づいて、本店において設置されているコンピュータから決済金融機関に対し、前記商品又は役務の価格を伝達する一方、決算金融機関のコンピュータは、前記本店のコンピュータに対し、前記商品又は役務の支払の可否を伝達していることを特徴とする請求項 5 記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取扱システム。

【請求項 7】

掲載されている取引方法として、キャッシュカードによる取引が可能であって、顧客は取扱企業に対し、自ら所持しているキャッシュカードの識別符号と共に、注文に係る商品又は役務を伝達し、取扱企業は、自ら又は系列企業を介して前記伝達によって特定された商品又は役務の受領に必要な資材を発送することが可能であり、取扱企業に対応する決済金融機関が設置しているコンピュータは、各顧客が所持し、かつ当該金融機関への入金、更には前記取扱企業との取引が可能であるキャッシュカードに対応する積立資金を記録すると共に、当該顧客からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記取扱企業から知らされた前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することによって、顧客の積立資金状況に即した場合に前記商品又は役務の支払が可能であるか否かを取扱企業に伝達していることを特徴とする請求項 1、2、3、4 の何れか一項に記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

40

【請求項 8】

50

顧客からの注文に係る商品又は役務の伝達に基づいて、取扱企業において設置されているコンピュータから決済金融機関に対し、前記商品又は役務の価格を伝達する一方、決算金融機関のコンピュータは、前記取扱企業のコンピュータに対し、前記商品又は役務の支払の可否を伝達していることを特徴とする請求項 7 記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

【請求項 9】

取扱企業に対し、顧客が商品又は役務を注文することによる取引が可能であって、取扱企業に設置されているコンピュータは、各顧客の積立資金を記録するメモリを設定しており、当該顧客からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記本店から知らされた前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することによって、取扱企業が顧客の積立資金状態に即した場合に前記商品又は役務の取引の可否を自ら判断し得ることを特徴とする請求項 1、2、3、4 の何れか一項に記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

10

【請求項 10】

掲載されている取引方法として、陳列棚又は陳列パネルを設置している店舗を介した注文が可能であって、顧客は前記店舗に対し、商品又は役務を注文し、かつ当該店舗が取扱企業に対し、前記注文を伝達することによる取引が可能であることを特徴とする請求項 1、2、3、4 の何れか一項に記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

【請求項 11】

店舗に設置されているコンピュータは、各顧客の積立資金を記録すると共に、当該顧客からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することによって、顧客の積立資金に即した場合に前記商品又は役務の支払が可能であるか否かを取扱企業に伝達していることを特徴とする請求項 10 記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

20

【請求項 12】

店舗に設置されている端末コンピュータを介して、電子メールによるネットワークシステムにおける固有のアドレスを有するホームページが設定されており、当該ホームページにおいては、陳列棚又は陳列パネルの各区分領域毎の表示を画像として表示していることを特徴とする請求項 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11 の何れか一項に記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

30

【請求項 13】

ホームページにおいて、画像表示に対応している商品又は役務、当該商品又は役務を取り扱っている取扱企業との取引方法に関する情報もまた掲載されており、顧客は自ら有している端末コンピュータを介して当該情報を入取することが可能であることを特徴とする請求項 12 記載の商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、所定の店舗において、広範な商品又は役務（サービス）、及び当該商品又は役務の取扱企業に関する各情報を把握することが可能であり、当該情報に基づいて、顧客が前記商品又は役務に関する取引を可能とするような商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システムに関するものである。

40

【背景技術】

【0002】

百貨店又はスーパーストア等においては、多数の商品を陳列し顧客の需要に応じているが、そのためには膨大な場所及び施設、更には人員の管理を必要とする。

【0003】

しかしながら、前記百貨店又はスーパーストアは決して商品又は役務の出所に該当する訳ではない。

50

【 0 0 0 4 】

したがって、前記のような膨大な場所及び施設、更には人員を擁し、これらの管理を必要とすることは、商品流通経済上、決して効率的ではない。

【 0 0 0 5 】

電子メールによるネットワークシステムによって、各商品又は役務に関する情報を得たうえで、当該商品又は役務の出所元又は当該出所元と連携している取扱企業に通信し、かつこれらの業者から個別に商品又は役務の提供を受けるネットワークシステムによる通信販売による取引方式が発展している。

【 0 0 0 6 】

しかしながら、前記ネットワークシステムによる通信販売による取引方式は、何れも個別の情報の提供及び個別の取引に終始しており、決して広範囲の商品又は役務を集約し、かつ選択可能な状態にて取り扱っている訳ではない。

10

【 0 0 0 7 】

一方広範囲の商品又は役務を集約し、かつ選択可能な状態にて取り扱うためには、本発明の基本構成として後述するように、これらの商品又は役務に関する情報を陳列した陳列棚又は陳列パネルの存在を不可欠とする。

【 0 0 0 8 】

しかしながら、従来技術においては、このような情報を陳列した陳列棚又は陳列パネルを開示又は示唆している訳ではない。

【 0 0 0 9 】

因みに、特許文献 1 は、陳列棚の構成を開示しているが、その構成は個別の商品に関する陳列棚又は陳列パネルを対象としており、決して広範又は商品又は役務に関する情報の陳列を行っている訳ではない。

20

【 0 0 1 0 】

他方、特許文献 2 は、電子商品取引システムにおける商品棚の設計プログラムに関する構成を開示しているが、プログラムによる設計の対象となっている商品棚は、あくまで個別の取引先における商品棚であって、決して複数の企業が取り扱っている商品又は役務に関する情報を陳列する陳列棚の構成を開示している訳ではない。

【特許文献 1】特開 2 0 0 5 - 3 4 3 5 8 号公報。

【特許文献 2】特開 2 0 0 8 - 1 5 7 3 7 号公報。

30

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 1 1 】

本発明は、通信販売網を背景としたうえで、百貨店及びスーパーストアのような膨大な場所及び施設を要せずに、顧客が広範囲の商品又は役務の情報に接することが可能であり、かつ当該情報に基づいて、取扱企業と直接又は中間企業を介して取引を行い得ることによる商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システムに関する構成を提供とすることを課題としている。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 2 】

前記課題を解決するため、本発明の基本構成は、各区分領域を有し、かつ当該区分領域を陳列することができる陳列棚又は陳列パネルを個別の店舗に設け、前記各区分領域においては、商品又は役務、及び当該商品又は役務を取り扱う取扱企業との取引方法を説明する情報を掲載している書類及び/又は電子メールによるネットワーク通信における端末コンピュータに対する入力記録媒体が保管されると共に、当該各区分領域を相互に識別する表示が付されており、顧客においては、前記表示によって選択した区分における前記情報を入取したうえで、当該情報に掲載されている取引方法を実行することに基づいて、前記各取扱企業又はその系列企業から、前記商品又は役務を直接又は前記店舗を介して提供を受けることができる商品又は役務に関する情報陳列に基づく取引システムからなる。

40

【発明の効果】

50

【 0 0 1 3 】

前記基本構成に基づき、本発明においては、顧客は識別表示によって選択した各区分領域に保管している商品又は役務、及び当該商品又は役務の取扱企業に関する情報を把握したうえで、当該情報に掲載されている取引方法に基づいて前記取扱企業から直接又は前記店舗を介して所望の商品又は役務の提供を受けることができる。

【 0 0 1 4 】

しかも、取扱企業が役務又は商品の出所元である場合には、直接安価な商品又は役務を入取することも可能となる。

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 5 】

図 4 は、本発明に係る陳列棚又は陳列パネル 7 の外観を示しており、当該陳列棚又は陳列パネル 7 における各区分領域 7 0 には、識別表示が行われている（図 4 における $A_1 \dots a_n$ 、 $B_1 \dots B_n$ 、 \dots 、 $Z_1 \dots Z_n$ は、それぞれ個別の識別表示を示している。）。

10

【 0 0 1 6 】

前記識別表示の基本的機能は、各区分毎に取引内容が相違していることを識別させる点にある。

【 0 0 1 7 】

このような識別表示の具体例としては、商品又は役務の名称、これらの取扱企業 4 の名称、商品又は役務を生産する場所、商品又は役務を購入しかつプレゼントする祭事又はイベント、又はこれらの組合せを挙げることができるが、何れの場合においても、取引を誘因する機能を兼有することができる（但し、そのような誘因の機能は、識別表示の必要不可欠な要件ではない。）。

20

【 0 0 1 8 】

具体的に説明するに、前記の商品又は役務の名称は具体的又は個別の名称に限定される訳ではなく、例えば「酒類」、「旅行サービス」のように上位概念による名称を採用することができる、しかも例えば「おすすめワインセレクション」、「日本全国津々浦々名物駅弁」のような宣伝広告的要素を伴うような表示も可能である。

【 0 0 1 9 】

取扱企業名の表示の場合には、商品又は役務との関係、更には宣伝広告に基づく表示と一体をなす表示も当然可能である。

30

【 0 0 2 0 】

商品又は役務の生産する場所については、「北海道物産展」のように上位概念による表示も可能であり、しかもその際「伝統ある京都物産のとおきセレクション」のような宣伝広告要素を伴うことも当然可能である。

【 0 0 2 1 】

イベントに因んだプレゼント用の商品又は役務の購入を促す表示としては、例えば父の日に因んで「お父さんに贈る」のような表示、及び母の日に因んで「母の日ギフトセレクション」、更には中元に因んで「お中元セレクション」のように、商品又は役務を特定していないような表示を採用することができる。

【 0 0 2 2 】

祭事に因んで贈呈する商品又は役務の購入を促す表示についても、例えば「結婚式ベストコレクション」、「葬式用必要コレクション」のように、商品又は役務を特定していない表示を採用することができる。

40

【 0 0 2 3 】

このように、識別表示は多岐に及んでおり、特に限定される訳ではない。

【 0 0 2 4 】

顧客 2 は、識別表示に基づいて購入しようとしている商品又は役務を扱っている可能性のある区分領域を選択し、当該区分領域内に保管されているパンフレット、カタログ等の書類及び/又は CD-ROM のような電子メールによるネットワークシステムにおける端末コンピュータ 2 1 に対する入力用記録媒体 8、即ち入力メモリ 8（以下「入力メモリ 8

50

」と略称する。)を入取することができる。

【0025】

前記入取は、無料の場合又は所定の単価を必要とする有料の場合の何れをも採用することができる。

【0026】

顧客2において、陳列棚又は陳列パネル7における各区分領域70の表示の識別を容易とするためには、隣接する区分領域における表示が相互に異なるカラーとするのが良い。

【0027】

前記書類8の典型例であるカタログ又はパンフレットの表紙は、購入を誘因する機能を伴ったうえで取引内容を識別する表示が行われている場合が多い。

【0028】

このような状況に着目し、保管されている書類8としてカタログ又はパンフレットを採用し、当該カタログ又はパンフレットの表紙を、識別表示として採用していることを特徴とする実施形態は、表示の陳列と情報の保管とを兼用することができる点において、極めて有用である。

【0029】

顧客2は、パンフレット若しくはカタログ等の書類8の記載事項及び/又は入力メモリ8によって端末コンピュータ21の出力に基づく画像に表示された事項に基づいて、前記情報に基づく取引方法によって、直接又は前記店舗10を介して取扱企業4に対し選択した商品又は役務の注文を行い、直接又は前記店舗10を介して、前記商品又は役務を購入することが可能となる。

【0030】

前記取引方法としては、通常の郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等の連絡に基づく注文及び取扱企業4の当該注文に対する受託を典型例としているが、取引方法は特に限定される訳ではなく、例えばキャッシュカード取引、更にはネットワークシステムに基づく取引の何れをも採用することができる。

【0031】

図5のブロック図及び図7のフローチャートは、各店舗10を統括している本店1に対し、顧客2が、入取した情報掲載の取引方法によって、自らの識別符号と共に注文に係る商品又は役務を伝達し、前記本店1は取扱企業4に対し、前記伝達によって特定された商品6又は役務の受領に必要な資材6を顧客2又は前記店舗10に発送するように指示を行うことが可能であり、本店1に対応する決済金融機関3が設置しているコンピュータ31は、各顧客2の積立資金を記録すると共に、当該顧客2からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記本店1から知らされた前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することによって、顧客2の積立資金状況に即した場合に前記商品又は役務の支払が可能であるか否かを本店1に伝達していることを特徴とする実施形態において、特に顧客2からの注文に係る商品又は役務の伝達に基づいて、本店1において設置されているコンピュータ11から決済金融機関3に対し、前記商品又は役務の価格を伝達する一方、決算金融機関3のコンピュータ31は、前記本店1のコンピュータ11に対し、前記商品又は役務の支払の可否を伝達していることを特徴とする実施形態を示している。

そして図5のブロック図は、陳列棚又は陳列パネル7からの書類8及び/又は入力メモリ8並びに商品6又は役務の受領に必要な資材6の流通状況(実線の矢印によって示す)及びコンピュータを介した情報の移転状況(点線の矢印によって示す)を示している(図5(a)は、取扱企業4が直接顧客2に対し商品6又は役務の受領に必要な資材6《例えば、特定の催物のチケット、特定の技術の伝授に必要な教科書等》を提供している場合を示しており、図5(b)は、取扱企業4の系列企業5が商品6又は役務の受領に必要な資材6を前記店舗10に対して提供している場合を示している。)

【0032】

前記実施形態においては、陳列棚又は陳列パネル7を設置している各店舗10を統括している本店1において、顧客2からの注文、更には商品又は役務の受領に必要な資材6の

10

20

30

40

50

配送を統一して管理することができる点において、経営管理上優れている。

【0033】

前記実施形態においては、通常本店1にコンピュータ11を設置し、当該コンピュータ11は、顧客2の端末コンピュータ21の操作に基づく注文を受理し、かつ決済金融機関3のコンピュータ31と協働している。

【0034】

他方、図7のフローチャートは、双方のコンピュータ11、31の協働状況の典型例を示している。

即ち、本店1においては「start1」からの計算の順序によって商品又は役務の購入申込の有無、及び当該申込に係る商品又は役務の価格の決済金融機関3のコンピュータ31に対する伝達、更には協働している決済金融機関3のコンピュータ31から注文に係る商品又は役務の価格が積立資金の範囲内にあるか否かの伝達を得たうえで、商品又は役務の資材6の発送の指令を行っており、決済金融機関3のコンピュータ31は、「start2」からの計算の順序に従って、及び入金の有無を判断したうえで、前記加算及び減算に基づいて各顧客2の口座における積立資金状況を把握し、注文を受けた商品又は役務の価格が積立資金の範囲内にあるか否かの判断結果を本店1のコンピュータ11に伝達する一方、前記価格が積立資金の範囲内にはない場合には、顧客2に対しその旨の伝達を行うことができ、図5のブロック図における端末コンピュータ21に対する上側に向かう点線の矢印はそのような伝達を示している。

10

【0035】

図6のブロック図及び図7のフローチャートは、掲載されている取引方法として、キャッシュカードによる取引が可能であって、顧客2は取扱企業4に対し、自ら所持しているキャッシュカードの識別符号と共に、注文に係る商品又は役務を伝達し、取扱企業4は、自ら又は系列企業5を介して前記伝達によって特定された商品6又は役務の受領に必要な資材6を発送することが可能であり、取扱企業4に対応する決済金融機関3が設置しているコンピュータ31は、各顧客2が所持し、かつ当該金融機関への入金、更には前記取扱企業4との取引が可能であるキャッシュカードに対応する積立資金を記録すると共に、当該顧客2からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記取扱企業4から知らされた前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することによって、顧客2の積立資金状況に即した場合に前記商品又は役務の支払が可能であるか否かを取扱企業4に伝達していることを特徴とする実施形態において、特に顧客2からの注文に係る商品又は役務の伝達に基づいて、取扱企業4において設置されているコンピュータ41から決済金融機関3に対し、前記商品又は役務の価格を伝達する一方、決算金融機関3のコンピュータ31は、前記取扱企業4のコンピュータ41に対し、前記商品又は役務の支払の可否を伝達していることを特徴とする実施形態を示している。

20

30

そして図6のブロック図は、陳列棚又は陳列パネル7からの書類8及びノ又は入力メモリ8並びに商品6又は役務の受領に必要な資材6の流通状況(実線の矢印によって示す)及びコンピュータを介した情報の移転状況(点線の矢印によって示す)を示している(図6(a)は、取扱企業4が直接顧客2に対し商品6又は役務の受領に必要な資材6を提供している場合を示しており、図6(b)は、取扱企業4の系列企業5が商品6又は役務の受領に必要な資材6を前記店舗10に対して提供している場合を示している。)。

40

【0036】

前記実施形態においては、前記各店舗10は独立して自らの営業を行い得る一方、顧客2は各区分領域に対応する情報に掲載されている取扱企業4との間で、直接キャッシュカードによる注文及び購入を行うことができ、簡便な取引を実現することができる。

【0037】

前記の実施形態においては、通常取扱企業4のコンピュータ41を設置し、顧客2の端末コンピュータ21の操作に基づいて注文を受理し、かつ決済金融機関3のコンピュータ31と協働している。

【0038】

50

他方図7のフローチャートは、双方のコンピュータ31、41の協働状況の典型例を示している。

即ち、各取扱企業4は、「start1」からの計算の順序に従って顧客2からの商品又は役務の注文の有無、及び当該申込に係る商品又は役務の価格の決済金融機関3のコンピュータ31に対する伝達、更には協働している決済金融機関3のコンピュータ31から注文に係る商品又は役務の価格が積立資金の範囲内にあるか否かの伝達を得たうえで、商品又は役務の発送指令を行っており、決済金融機関3は「start2」からの計算の順序に従って、顧客2からの入金の有無を判断したうえで、前記加算及び減算に基づいて各顧客2の口座における積立資金状況を把握し、注文を受けた商品又は役務の価格が積立資金の範囲内にあるか否かの結果を取扱企業4のコンピュータ41に伝達する一方、前記価格が積立資金の範囲内には、顧客2に対しその旨の伝達を行うことができ、図6のブロック図における端末コンピュータ21に対する上側に向かう点線の矢印はそのような伝達を示している。

10

【0039】

特に図6のブロック図に示す実施形態において、特に複数の取扱企業4との間にて、キャッシュカードによる取引が可能であり、しかも各顧客2が所持しているキャッシュに基づく入金及び出金を処理する決済金融機関3が、当該複数の取扱企業4について共通している場合には、複数の取扱企業4は、顧客2に関する積立資金に関する情報を決済金融機関3を通じて共有することができる。

20

【0040】

以下、実施例に即して説明する。

【実施例1】

【0041】

実施例1は、図1のブロック図及び図8のフローチャートに示すように、取扱企業4に対し、顧客2が商品又は役務を注文することによる取引が可能であって、取扱企業4に設置されているコンピュータ41は、各顧客2の積立資金を記録すると共に、当該顧客2からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記本店1から知らされた前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することが可能であり、取扱企業4は、顧客2の積立資金状態に即して取引の可否を判断し得ることを特徴としている。

30

そして図1のブロック図は陳列棚又は陳列パネル7に保管されている書類8及びノ又は入力メモリ8並びに商品6又は役務の受領に必要な資材6の流通状況(実線の矢印によって示す)及びコンピュータを介した情報の移転状況(点線の矢印によって示す)を示している(図1(a)は、取扱企業4が直接顧客2に対し商品6又は役務の資材6を提供している場合を示しており、図1(b)は、取扱企業4の系列企業5が商品6又は役務の資材6を前記陳列棚又は陳列パネル7を設置している店舗10に対して提供している場合を示している。)。

【0042】

本発明の実施においては、図5のブロック図に示す実施形態又は図6のブロック図に示す実施形態のように、顧客2の積立資金の状況について、協働関係にある決済金融機関3のコンピュータ31の判断が常に得られる訳ではない。

40

【0043】

このような状況を考慮し、実施例1においては、図1のブロック図及び図8のフローチャートに示すように、取扱企業4が設置しているコンピュータ41において個別に顧客2の積立資金状況を把握しており、顧客2の積立資金が注文に係る商品又は役務の価格以上である場合に、商品又は役務の発送を指令するという安全な取引を行うことができる。

【0044】

他方図8のフローチャートは、実施例1において取扱企業4に設置した1個のコンピュータ41によって取引を処理する場合の典型例を示している。

即ち、「start」からの計算の順序に従って、顧客2からの商品又は役務の注文の有無、及び入金の有無を判断したうえで、前記加算及び減算に基づいて、顧客2の積立資

50

金状況を把握したうえで、顧客2の積立資金が前記価格以上である場合には、商品又は役務の発送指令を行っており、前記価格が積立資金の範囲内には、顧客2に対しその伝達を行うことができ、図1のブロック図における端末コンピュータ21に対する上側に向かう点線の矢印はそのような伝達を示している。

【実施例2】

【0045】

実施例2は、掲載されている取引方法として、店舗10を介した注文が可能であって、顧客2は店舗10に対し、商品又は役務を注文し、かつ当該店舗10が取扱企業4に対し、前記注文を伝達することによる取引が可能であることを特徴としている。

そして図2のブロック図は、前記店舗10に設置されているコンピュータ101が、各顧客2の積立資金を記録すると共に、当該顧客2からの入金金額を積立資金に加算する一方、前記注文に係る商品又は役務の価格分だけ積立資金から減算することによって、顧客2の積立資金に即した場合に前記商品又は役務の支払が可能であるか否かを取扱企業4に伝達していることを特徴とする構成のうち、陳列棚又は陳列パネル7に保管されている書類8及び/又は入力メモリ8並びに商品6又は役務の受領に必要な資材6の流通状況（実線の矢印によって示す）、更にはコンピュータを介した情報の移転状況（点線の矢印によって示す）を示している（図2（a）は、取扱企業4が直接顧客2に対し商品6又は役務の資材6を提供している場合を示しており、図2（b）は、取扱企業4の系列企業5が商品6又は役務の資材6を前記陳列棚又は陳列パネル7を設置している店舗10に対して提供している場合を示している。）。 10

【0046】

顧客2にとっては、直接又は中間業者（例えば、図5のブロック図の実施形態の場合の本店1）を介して取扱企業4に商品又は役務の注文を伴う取引を行うことが必ずしも便利ではなく、陳列棚又は陳列パネル7に設置している店舗10と相談しながら取引を行った方が便利な場合があり、実施例2は、そのような顧客2の都合と相互に対応している。

【0047】

他方図8のフローチャートは、実施例2において店舗10に設置した1個のコンピュータ101において、顧客2からの前記注文を処理し、顧客2の資金状況を把握する場合の典型例を示す。

即ち、「start」からの計算の順序に従って、顧客2からの商品又は役務の注文の有無、及び入金の有無を判断したうえで、前記加算及び減算に基づいて、顧客2の積立資金状況を把握したうえで、顧客2の積立資金が前記価格以上である場合には、取扱企業4のコンピュータ41に対し、商品又は役務の発送指令を行っており、前記価格が積立資金の範囲内には、顧客2に対しその伝達を行うことができ、図2のブロック図における端末コンピュータ21に対する下側に向かう点線の矢印はそのような伝達を示している。 30

【実施例3】

【0048】

実施例3は、図3のブロック図に示すように、店舗10に設置されているコンピュータ101を介して、電子メールによるネットワークシステムにおける固有のアドレスを有するホームページ71が設定されており、当該ホームページ71においては、陳列棚又は陳列パネル7の各区分領域70毎の表示を画像として表示していることを特徴としている。 40

そして図3のブロック図は、ホームページ71の画像表示に対応している商品又は役務、当該商品又は役務を取り扱っている取扱企業4との取引方法に基づいて、顧客2が実施例1の場合と同様に、自ら有している端末コンピュータ21及び取扱企業4のコンピュータ41を介して取引が可能である場合を示すと共に、陳列棚又は陳列パネル7に保管されている書類8及び/又は入力メモリ8並びに商品6又は役務の受領に必要な資材6の流通状況、更にはコンピュータを介した情報の移転状況を示している（尚、商品又は役務の注文状況、更には商品6又は役務を受領するに必要な資材6の流通状況は、実施例1の場合と同様の取引形態に立脚しており、図3（a）は、取扱企業4が直接顧客2に対し商品6 50

又は役務の資材 6 を提供している場合を示しており、図 3 (b) は、取扱企業 4 の系列企業 5 が商品 6 又は役務の資材 6 を前記陳列棚又は陳列パネル 7 を設置している店舗 1 0 に対して提供している場合を示している。) 。

【 0 0 4 9 】

このような実施例 3 においては、顧客 2 は、陳列棚又は陳列パネル 7 が設置してある店舗 1 0 に出掛けなくとも、前記ホームページ 7 1 によって自然に各区分領域 7 0 に応じた表示にアクセスすることが可能である。

【 0 0 5 0 】

特にホームページ 7 1 において、画像表示に対応している商品又は役務、当該商品又は役務を取り扱っている取扱企業 4 との取引方法に関する情報もまた掲載されており、顧客 2 は自ら有している端末コンピュータ 2 1 を介して当該情報を入取ることが可能であることを特徴とする実施形態を採用した場合には、顧客 2 は、各区分領域 7 0 に保管されている情報についても、陳列棚又は陳列パネル 7 が設置してある店舗 1 0 に全く出掛けずに、当該情報を把握し、かつ取引を行うことができ、更に一層便利な状態となる。

10

【 0 0 5 1 】

このように、実施例 3 においては、顧客 2 が自ら設置している端末コンピュータ 2 1 をフルに活用し、商品又は役務を選択しかつ購入することが可能となる。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 5 2 】

本発明は、言わば情報百貨店という商品購入システムであって、個別の商店又はチェーン店更には本店及び支店を有する系列販売店の何れにおいても採用し、かつ顧客 2 の商品又は役務の選択及び購入の利用に提供することができる。

20

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 5 3 】

【 図 1 】 実施例 1 の構成を示すブロック図であり、(a) は取扱企業が直接顧客に対し商品又は役務のサービスの資材を提供している場合を示しており、(b) は、取扱企業の系列企業が商品又は役務の資材を陳列棚又は陳列パネルを設置している店舗に対して提供している場合を示している。

【 図 2 】 実施例 2 の構成を示すブロック図であり、(a) は取扱企業が直接顧客に対し商品又は役務のサービスの資材を提供している場合を示しており、(b) は、取扱企業の系列企業が商品又は役務の資材を陳列棚又は陳列パネルを設置している店舗に対して提供している場合を示している。

30

【 図 3 】 実施例 3 の構成を示すブロック図であり、(a) は取扱企業が直接顧客に対し商品又は役務のサービスの資材を提供している場合を示しており、(b) は、取扱企業の系列企業が商品又は役務の資材を陳列棚又は陳列パネルを設置している店舗に対して提供している場合を示している。

【 図 4 】 本発明に係る陳列棚又は陳列パネルの各区分領域における表示状況を示す平面図である。

【 図 5 】 本店において各店舗を統括している実施形態を示すブロック図であり、(a) は取扱企業が直接顧客に対し商品又は役務のサービスの資材を提供している場合を示しており、(b) は、取扱企業の系列企業が商品又は役務の資材を陳列棚又は陳列パネルを設置している店舗に対して提供している場合を示している。

40

【 図 6 】 各取扱企業毎に金融機関と提携し、かつキャッシュカード販売が可能である実施形態を示すブロック図であって、(a) は取扱企業が直接顧客に対し商品又は役務のサービスの資材を提供している場合を示しており、(b) は、取扱企業の系列企業が商品又は役務の資材を陳列棚又は陳列パネルを設置している店舗に対して提供している場合を示している。

【 図 7 】 商品又は役務につき、顧客の発注、更には提供の指令に至るまでの計算を行うコンピュータと、顧客における積立資金状況を計算する決算金融機関のコンピュータとが協働している状況を示すフローチャートである。

50

【図8】商品又は役務につき、顧客からの発注を受け、提供の指令に至るまでの計算と顧客の積立資金状況とを一個のコンピュータによって計算を行う状況を示すフローチャートである。

【符号の説明】

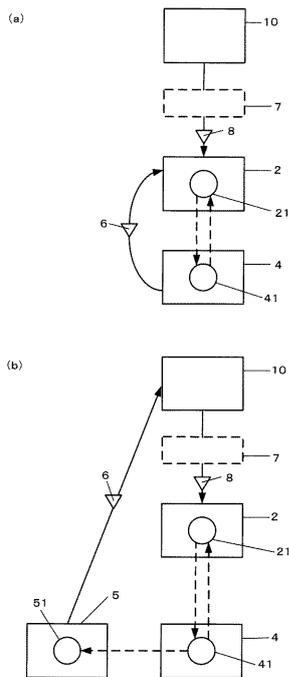
【0054】

- 1 本店
- 10 店舗
- 11 本店に設置しているコンピュータ
- 101 店舗が設置しているコンピュータ
- 2 顧客
- 21 顧客が設置している端末コンピュータ
- 3 決済金融機関
- 31 決済金融機関が設置しているコンピュータ
- 4 取扱企業
- 41 取扱企業が設置しているコンピュータ
- 5 取扱企業の系列企業
- 51 前記系列企業が設置しているコンピュータ
- 6 商品又は役務の資材
- 7 陳列棚又は陳列パネル
- 70 陳列棚又は陳列パネルにおける区分領域
- 71 陳列棚又は陳列パネルの区分領域における表示を示すホームページ
- 8 保管されている書類又は入力メモリ、即ち端末コンピュータに対する入力記録媒体

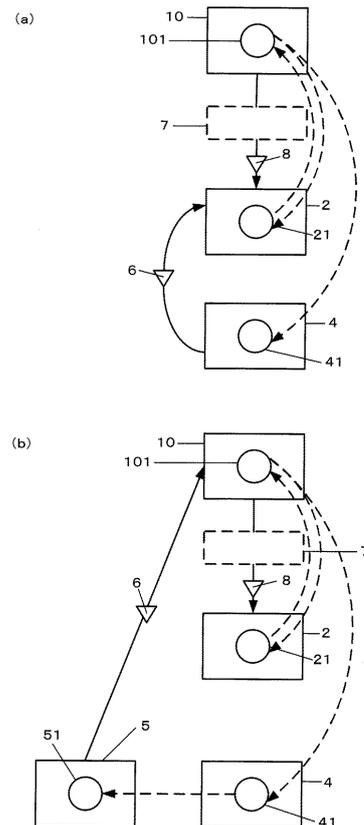
10

20

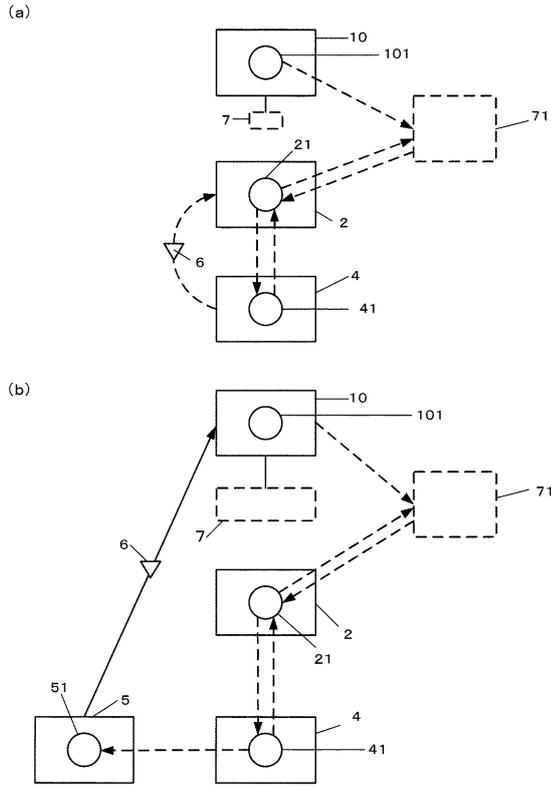
【図1】



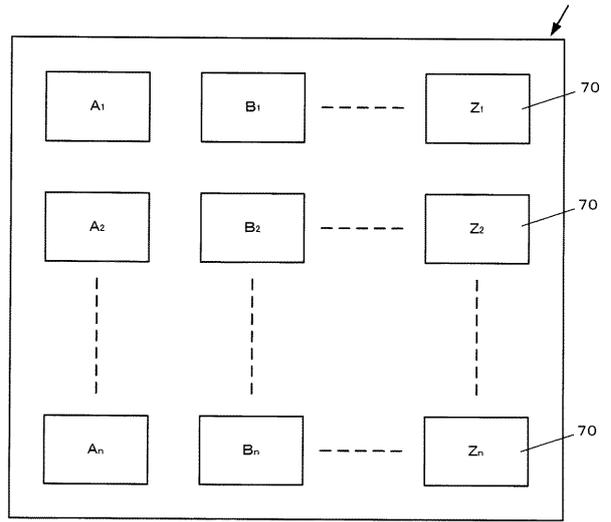
【図2】



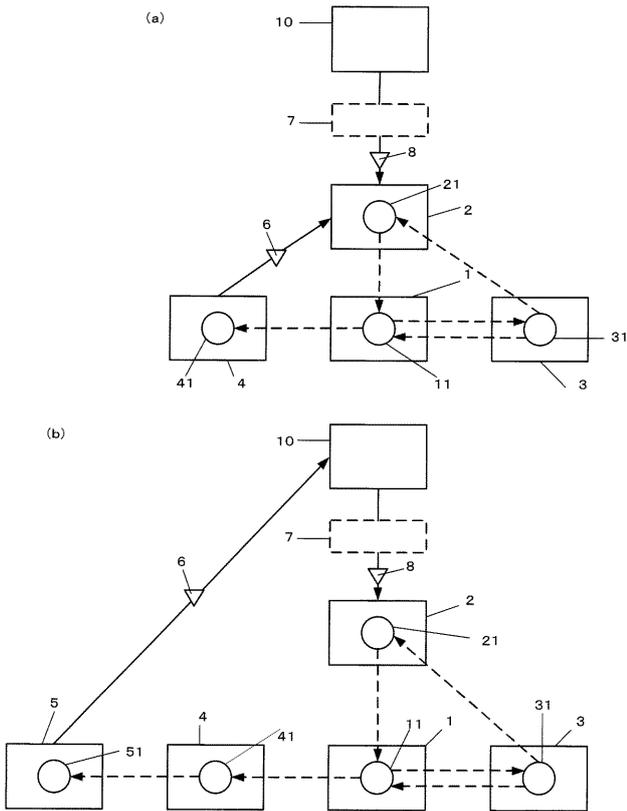
【 図 3 】



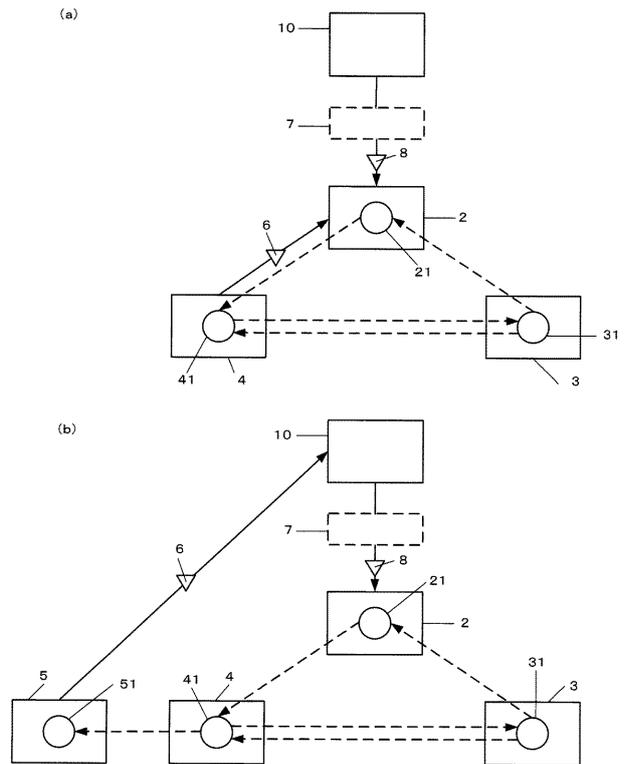
【 図 4 】



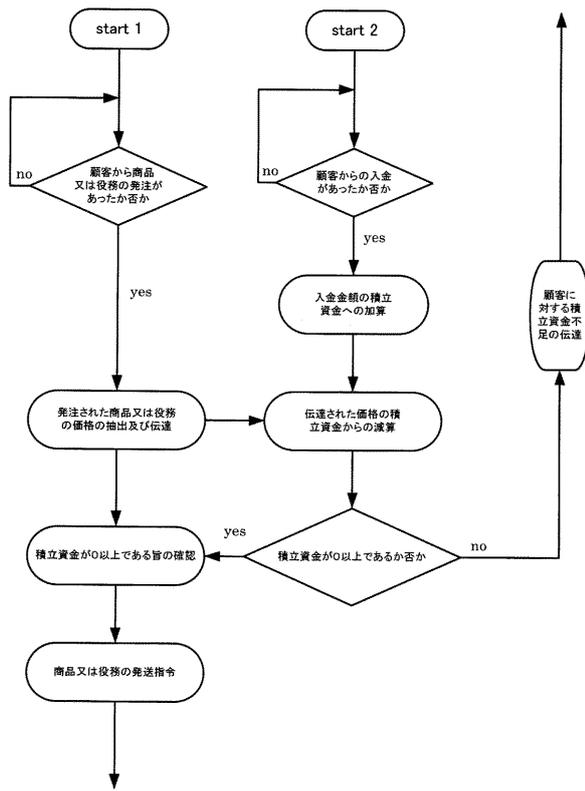
【 図 5 】



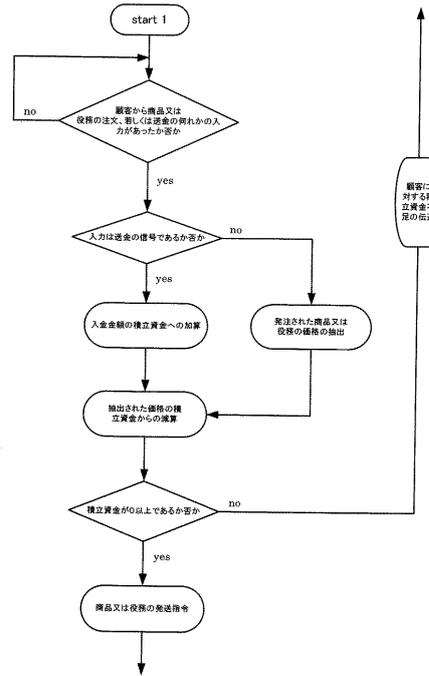
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I

A 4 7 F 7/00

Z

テーマコード(参考)